



必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

大阪府 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

1,114 円

前年比

50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
大阪労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



大阪労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額) を保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≥	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

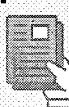


解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

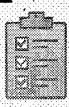
1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

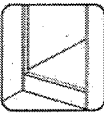
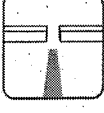
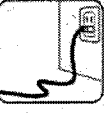
リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R6.9)

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

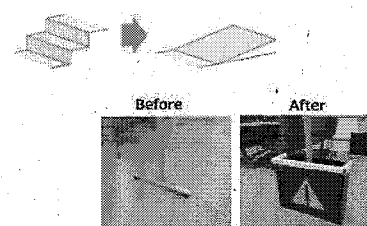
- ☒ (なし) **何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（33%）**
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
 > 走らせない、急がせない仕組みづくり
- ☒  **通路の段差につまずいて転倒（15%）**
 > 事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」
 > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- ☒  **設備、家具などに足を引っかけて転倒（12%）**
 > 設備、家具等の角の「見える化」
- ☒  **利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒（8%）**
 > 介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- ☒  **作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒（7%）**
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☒  **コードなどにつまずいて転倒（5%）**
 > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



職場3分エクササイズ



中央労働災害防止協会
転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☒  **凍結した通路等で滑って転倒（24%）**
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- ☒  **浴室等の水場で滑って転倒（23%）**
 > 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）
 > 滑りにくい履き物を使用させる
 > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☒  **こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒（21%）**
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放）
- ☒  **雨で濡れた通路等で滑って転倒（11%）**
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます



エイジフレンドリー補助金

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

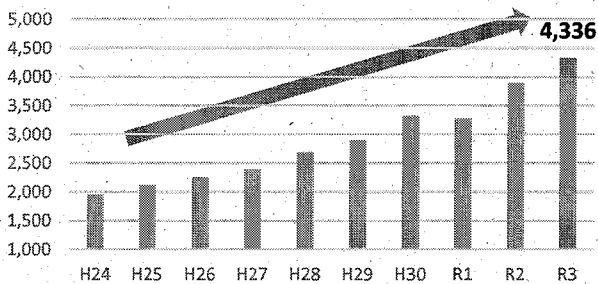


中小規模事業場
安全衛生サポート事業

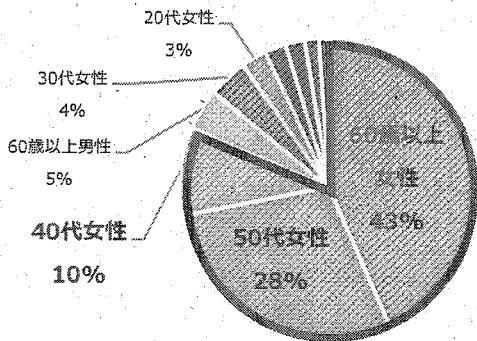


転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒災害の態様

骨折（約70%）

- ・ 打撲
- ・ じん帯損傷
- ・ 捻挫
- ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

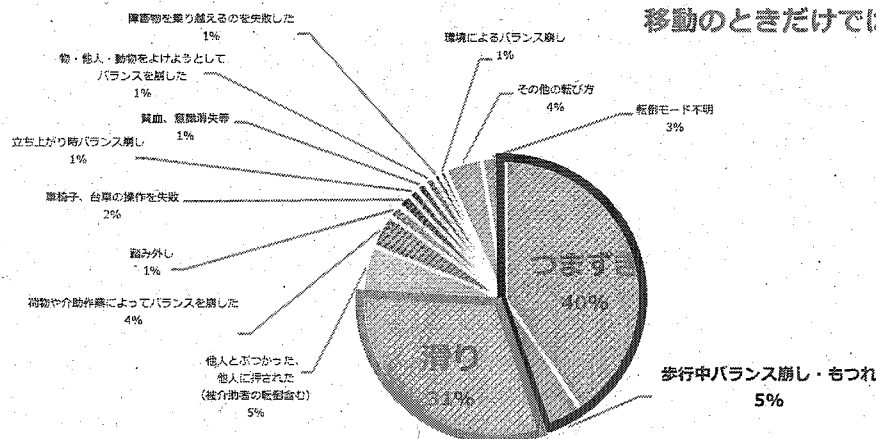
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点

作業中
29.6%

移動中
70.4%

転倒時の類型



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう



転びの予防
体力チェック



口コチェック



内閣府ウェブサイト

YouTube動画とアンケートのご案内

～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～



大阪労働局
YouTubeチャンネル



アンケートに
ご協力ください



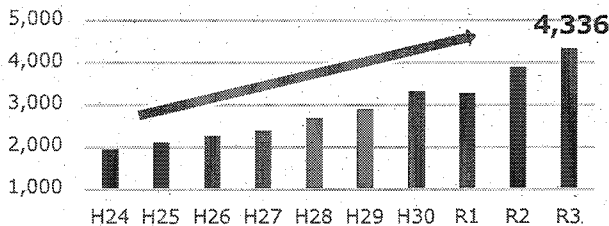
転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

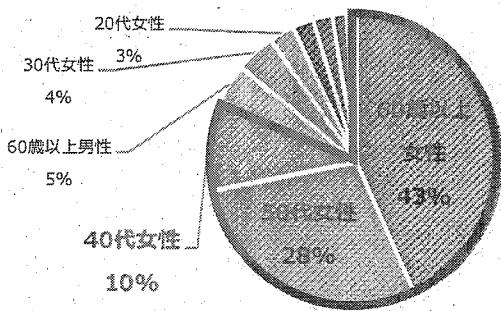
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒による怪我の態様

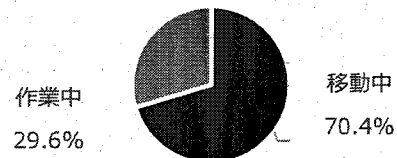
- 骨折（約70%）
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

1. 何も無いところでつまずく、足がもつれて転倒

- 人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。
- 走らないようにしましょう。

2. 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）

- 前をよく見て歩行、作業しましょう。
- 事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。

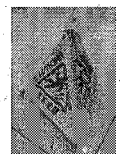
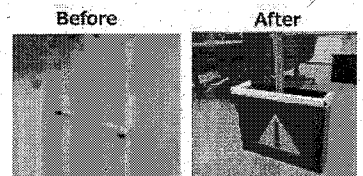
3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒

4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）

- よく見て歩行、作業しましょう。
- 見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
- 水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。

5. 雪、雨で滑って転倒

- 送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。



これらは介助中の転倒より多く、単独作業や移動中の油断や焦りが転倒による大怪我と長期休業につながっています。

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
 - 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
 - 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
- 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック

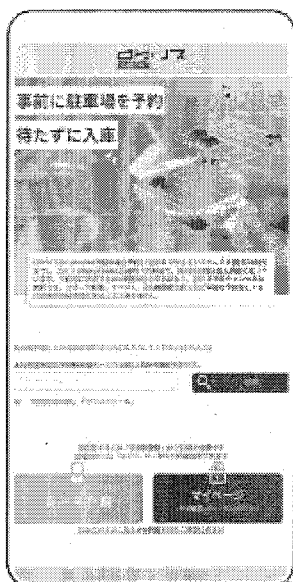


内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

予約駐車場ロケリブの ご利用方法



ロケリブ (Localrive) は貸し駐車場の予約を一日単位で行えるサービスです

スマホでカンタン予約！

14日前から予約でき、一日単位で利用可能！

クレジット払いで現金いらず！

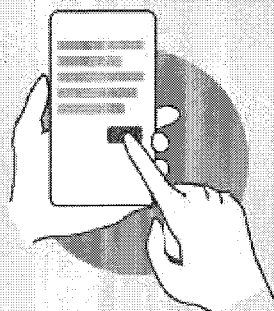
ご登録・予約はロケリブサイトからできます
URLを入力もしくはコードを読み取ってください

<https://www.localrive.jp>



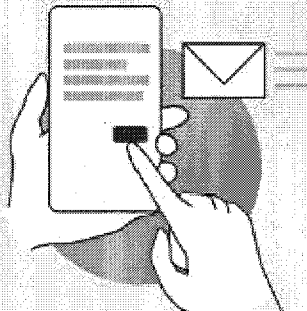
会員登録

仮会員登録



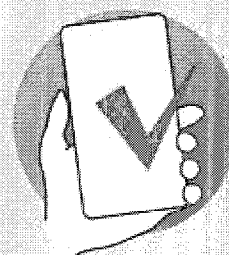
氏名や電話番号などの
会員情報を入力します

本利用登録



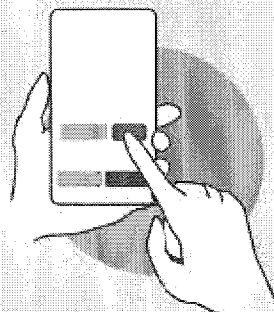
返信メールにある URL を開き、
本利用登録の必要事項を入力します

登録完了！



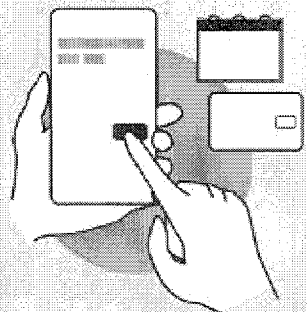
駐車場のご利用方法

駐車場検索



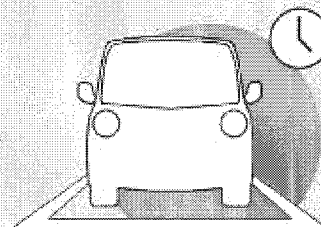
目的地や探している駐車場の地名
などを入力して検索します

駐車場予約



駐車場と日付を選択して予約
クレジット情報を入力し支払います

駐車場利用

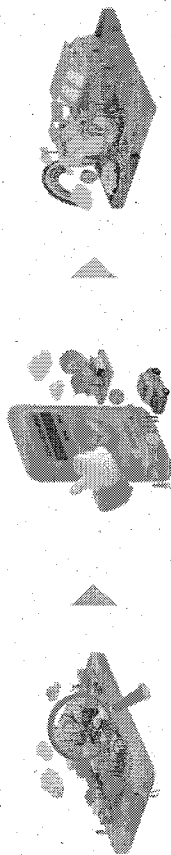


予約時間は 0:00 ~ 23:59 まで
予約時間内であれば何度でも
車の出し入れが可能です

ご利用方法、ご不明な点等がございましたらロケリブホームページをご確認ください。

駐車場予約アプリ「アキッパ」とは？

近くの空き地や個人宅駐車場を
予約できるサービスです



駐車場を検索

- Web・アプリですぐに探せる
- 新規駐車場を随時追加

かんたん予約・決済

- 混む場所も確実に予約できる
- オンラインで事前に支払える

スムーズに駐車

- 確実に停められて安心・快適
- 現地支払い不要で入出庫が楽

全国に常時

4万ヶ所

以上の駐車場を
利用可能

会員数

400万人*

以上が利用中で
安心・安全

多数掲載

TV・新聞

各メディアで
話題のサービス

※2024年7月時点/買主は含まない



あきっぱ

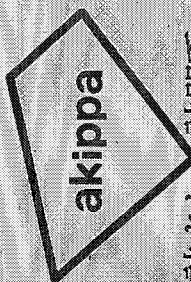


Available on the
App Store

Available on
Google play

サービスの概要を動画でもご紹介しています！
ぜひご覧ください

<https://www.youtube.com/watch?v=9ERAD2FbQew>



府営住宅に來訪される訪問系

事業者様へ

府営住宅の駐車場が予
約制駐車場としてご利
用できます。

※左の画像はイメージです。
駐車場名やご利用条件は要約とは異なります。

来客用に！

便利な「アキッパ」がおすすめです

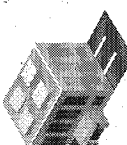
PCやスマートフォンで

貸し借りできる
駐車場です

借りる



貸す



アキッパのご利用方法 (WEB版)

※ QRコードを読み取った場合は、下記 (4) 以降の手順をご参照ください。

※ アプリ版をご利用の場合は、アプリ起動後に駐車場を検索し、下記 (5) 以降をご参照ください。

1

インターネットに繋ぐ
ブラウザを起動する

【推奨ブラウザ】

- ・Microsoft Edge 最新版
- ・Google Chrome 最新版
- ・Safari 最新版

2

ブラウザの検索枠に
「あきっぱ」と入力する

キーボード右下の
ボタンを2回押す

※ご利用のOSやブラウザにより
ボタンの見た目が異なります

3

検索結果の画面に
表示されている
「akippa」を選択する

4

車を駐めたい場所の
地域や施設名を入力し、
虫眼鏡マークを押す

5

利用したい駐車場の
ピンを押す

画面下部に出る
「詳細を見る」を押す

6

駐車場の詳細画面を
下に移動させながら確認する

7

予約したい日時を入力し、
「予約に進む」を押す

8

「1分でかんたん、新規登録」
を押して会員登録画面に進む

※会員登録済の方は
「ログインして予約手続きを進める」
からログインしていただき、
(8) 以降をご参照ください

9

メールアドレスと
パスワードを入力する

上記の操作完了後に
「新規登録」を押す

10

⑨で登録したメール
アドレスにakippa
からの認証メールが
届いているのを確認

届いているメール内の
認証URLを押し
メール認証を行う

11

メールの認証画面が
表示されたら
駐車場詳細画面に戻る

※戻り方が不明な際は、
①～⑤を参照

12

ご利用情報の入力項目に
予約に必要な情報を入力し、
「お支払いに進む」を押す

【必要な情報】

- ・電話番号
- ・車種
- ・車種情報
- ・ナンバー

13

お支払い方法を選ぶ

下記を入力する

- ・クレジットカード情報
(クレジットカードのお支払いの場合のみ)
- ・利用目的
- ・サイズ確認

14

予約内容に間違いがなければ
「支払いして予約を完了する」
を押し、予約完了する

クレジットカード以外で
お支払いの場合は
下記から予約完了する

- ・PayPay
- ・ドコモでお支払い
- ・auかんたん決済

その他、不明点などございましたら
どうぞお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせフォーム
<https://www.akippa.com/index/inquiry>

よくある質問
<https://www.akippa.com/faq>

障自第11112号
令和7年4月21日

高齢介護室介護事業課長 様

障がい福祉室自立支援課長

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業にかかる周知チラシについて (送付)

標記について、今般、別添のとおり周知チラシを作成しましたので、府内市町村介護サービス事業所及び府内市町村介護サービス事業所・施設の所管職あてに周知くださいますようお願いいたします。

なお、令和2年9月23日付け厚生労働省事務連絡「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業の取扱いについて」に基づき、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業においても、盲ろう者が介護サービスを利用する場合は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第6条第2項第1号(以下の抜粋参照)で規定する「別の手段により通訳・介助が受けられることができる場合」に該当しないものとし、「大阪府盲ろう者通訳・介助者」を派遣し、通訳の支援を行わせることは差し支えないと整理しております。

つきましては、介護サービスを利用する場合にも大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業による通訳の支援が可能であることに留意願います。

大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱(抜粋)

(派遣の申請等)

第6条 通訳・介助者の派遣を申し込むとする利用者は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書(様式第6号。以下「申込書」という。)により、申し込むものとする。この場合において、申込書の提出が困難であるときは、電話その他の手段により申込書記載事項を府に連絡することをもって、申込書の提出に代えることができる。

2 府は、前項の申込書の内容が適正と認められる場合であって、次の各号いずれにも該当しないときは、通訳・介助者を選定し、派遣するものとする。

一 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。

(問い合わせ先)

障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

電話 06-6944-9176

FAX 06-6942-7215

相談支援事業所ほか障がい福祉サービス、介護サービス等の事業者の皆さまへ ～盲ろう者(児)の支援について～

視覚と聴覚の障がい重複した状態を「盲ろう」といい、こうした障がいのある方を「盲ろう者(児)」といいます。視覚および聴覚の障がいによって、全盲ろう(全く見えず聞こえない)、弱視ろう(見えにくく聞こえない)、全盲難聴(全く見えず聞こえにくい)、弱視難聴(見えにくく聞こえにくい)に分類されます。こうした障がいの状態・程度によって、コミュニケーションや支援の方法は異なります。

【盲ろう者(児)とのコミュニケーション(例)】

Q. どうやってコミュニケーションを取つたらいいますか？

居宅介護事業所 Aさん

A. 盲ろう者の手のひらに、ひらがなやカタカナの文字を書いて伝えることができます。盲ろう者もいます。

(手書き文字)



(出典：社会福祉法人 全国盲ろう者協会)

Q. 点字や手話ができる職員がいないから、サービスの提供は難しいですか？

訪問介護事業所 Bさん

A. 盲ろう者に聴力が残っている場合、盲ろう者の耳元や補聴器のマイクなどに向かって話すことで伝えることができます。人にもいます。

(音声)



(出典：社会福祉法人 全国盲ろう者協会)

Q. 手書き文字や音声で伝えられない人には、どうしたらいいですか？

相談支援事業所 Cさん

A. 専門の知識・技能を習得し、盲ろう者のコミュニケーション支援を行う「盲ろう者通訳・介助者」を派遣することで活用できます。

(触手話) (指点字)



(出典：社会福祉法人 全国盲ろう者協会)

盲ろう者の支援は、専門の知識・技能が求められる場合ばかりではありません。誰にでも有知な方法とは限りませんが、家の中でのあらかじめ決まった支援内容などは「手書き文字」や「音声」でコミュニケーションが可能になる方もたくさんいます。事例を参考に、一人でも多くの盲ろう者の支援にご協力をお願いします。

■「同行視覚上の併用(同時利用)」が可能で、介護サービスを利用する場合にも、盲ろう者通訳・介助者による通訳の支援が可能で、(※)

令和2年9月23日付 厚生労働省事務連絡(抜粋)

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業」を活用し、当該事業所の従業員以外の支援者(以下、単に「支援者」という。)が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えない。

※大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業の利用には、盲ろう者(児)の事前登録が必要です。また、派遣ができない場合もありますので、まずは盲ろう者等社会参加支援センターまでお問い合わせください。

【盲ろう者等社会参加支援センター】

担当：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話番号 06-6748-0587 ファクシミリ番号 06-6748-0589

(盲ろう者等社会参加支援センター連携機関) ※本年度

NPO法人大阪盲ろう者友の会、NPO法人へんてんけー 自立支援センター すまいる

大阪府福祉保健局障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話番号 06-6944-9176 ファクシミリ番号 06-6942-7215

決められない人から
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」に
支援人

意思決定支援の重要性

- 一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは認知症の人についても同様のことです。



意思決定支援とは

- 認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、日常生活・社会生活に関し自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

日常生活での

「決める」の場面とは

- ▶ 自分の好きなものを食べる、運動の服を着る
- ▶ 行きたいところへ出かけ
- ▶ 入所中の施設の仕事に参加する など

▶ これまでの生活や価値観が反映される場面
日常生活が確保されることが尊重される場面

社会生活での

「決める」の場面とは

- ▶ 住まいの場を選ぶ、独り暮らしを選ぶ
- ▶ 介護・ケアサービスを選ぶ など
- ▶ 自宅を売却する

▶ 本人にとって見過ごすことのできない
重大な影響が生じる場面



認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

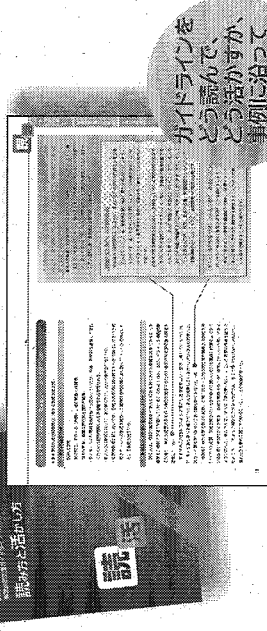
ガイドラインを
読むには
こちらから▶▶



意思決定支援やガイドラインをもっと知りたい

ガイドラインをぐくわしく解説してほしい(ガイドライン補助資料)

意思決定支援ガイドラインの
読み方と活かし方



ガイドラインを
どう読んで、
どう活かすか、
事例に沿って
分かりやすく

ガイドラインの説明を聞いてみたい(専門職研修動画教材)

意思決定支援ガイドライン研修
(医療職向け組み込み型研修)



ご本人の声
(メッセージ)
もあります

意思決定支援ガイドライン研修
(介護職向け組み込み型研修)



認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

令和3年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの
普及・定着に向けた調査研究事業 編

令和3年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

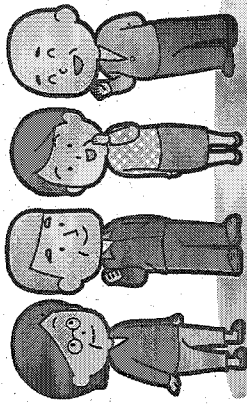
認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

あなたの“決める”を
みんなですさえる

意思決定支援にかかわる

すべての人に知ってほしいこと

できることはたくさんある。
それを聴いてほしい、
かなえたい。



意思
表明

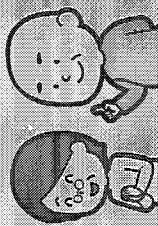
意思
形成

意思
実現

ご本人の 声 で説明します

時間・場所、一緒にいる人

- こうしたい、どっちがいい、などを決める
とき、まず自分を知ってくれて、話を聞いて
くれるような信頼できる人に支援してもら
いたいよ。
- 立ち会う人も、遠慮なく自分の意見が言
えるような人がいいね。
- 普段行かないような慣れない場所よりも、
自宅がいいです。ありがたけれど、大勢
で取り囲まれ
ちゃ、言いた
いこともあま
り言えないし。



「思う」「考える」をさせえる

- 自分で選んで決めたいけど、違いがよく分
からないから選べないなあ。
- たくさん説明してくれるときは、ゆっくり
と分かります。あと、紙
に図や表などで書いてくれると分かりや
すいです。
- 「Aですか・Bですか」だけじゃなくて、「何
がしたいですか」、「どうしたいですか」つ
て聞かれる方が、したいことを言いやすい
のになあ。
- 説明の途中で、確認してくれるといいで
す。最初の方に言われたことがあやふや
になっちゃったり。

確認や振り返り

- 支援に関わる皆さんに自分のことを分
かってもらえると安心だし、前に言ったこ
と、ちよっとしたこと、覚えていてほし
いよ。
- 一緒に考えたことを、一緒に振り返れば
思い出すこともあります。決めていく途
中のいいないないな支援がうれしいです。

意思決定支援の原則

1 本人の意思の尊重

2 本人の意思決定能力への配慮

3 早期からの継続的支援

意思決定支援のプロセス(流れ)

環境の整備

意思決定支援の3要素

意思形成 の支援

適切な情報、認識、
環境の下で意思が
形成されることに
対する支援

意思表明 の支援

形成された意思を
適切に表明・表出
することに對する
支援

意思実現 の支援

本人の意思を日常
生活・社会生活に
反映することに
對する支援

プロセスの記録・確認・振り返り

それぞれのプロセスの具体的な内容は、
ガイドラインや「読み方と活かし方」を参照してください。

支援者の 声 で説明します

「させえる」ための原則

- ご本人が表明された意思（何をしたい、
どっちがいい、など）を聞き、それを尊
重することから始まります。
- 支援する側の目線や都合ではなく、ご本
人の自己決定を尊重します。
- ご本人が決定するために必要な情報を
保たれている認知能力に応じて、工夫や
確認をしながら説明していきます。
- 言葉だけでなく、身振り・手振り、表情
の変化も読み取っていきます。
- 早い段階から、伴走するように、ご本人
の「決める」を支援していきます。

「話す」「伝える」をさせえる

- ご本人が意思を伝えられるように、時間
をかけて、コミュニケーションを取る中で
聞くことを心がけています。
- 私たちも同じですが、時間が経ったり、
状況が変わったり、最初の意思は変わる
ものです。時間をおいて、何度でも私た
ちに話してください。

- ご本人の生活歴や普段の様子・価値観な
どから「おかしいな」「迷ってるのかな」
と感じたときは、一旦立ち止まって、ご
本人にも、も
う一度確認し
ています。



「する」「かなえる」をさせえる

- ご本人の意思を、多職種協働や社会資源
も活用しながら、日常生活・社会生活に
反映できるよう伴走していきます。
- 実際にやってみて、ご本人の意思が変わ
ることもあります。ご本人にとって無理の
ない提案をしながら継続的に支援してい
きます。